

職員の懲戒処分について

令和7年1月23日付けで、職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1. 懲戒処分を受けた者及び処分内容

事務局	40代男性	主任	減給	10分の1	1月	(職務怠慢による)
事務局	40代女性	事務次長	戒告			(監督責任による)

2. 懲戒処分理由等

令和6年9月下旬に、業者から支払いが行われていないものがあるとの申し出があり、調査をした結果、令和6年3月から9月までの間に行った物品購入及び業務委託において、計6件、5,591,352円の支払い遅延があった。また、うち2件については、契約を締結しないまま業務が行われていた。

その他、本件に関する監督責任により、50代男性事務長、40代女性係長の2名を訓告とした。

3. 小谷訓男^{のりお}病院事業管理者コメント

本件事案は病院の運営及び事務に対する町民の信頼を損なう重大な事案であり、町民の皆様に深くお詫び申し上げます。

再発防止に努めるとともに、二度とこのような事案を発生させないよう管理監督を徹底し、信頼回復に取り組んでまいります。